

広島県開発登録簿調書

登録番号

50

当 初 許 可	開 発 許 可	番 号	広島市指令係 第 22 号	番 号	年 月 日	昭和 59 年 10 月 5 日	変 更 許 可	番 号	年 月 日	内 容
	開 発 許 可 を 受 け た 者	住 所	広島市西区西観音町 15番10号	広島市指令 係第41号	560.11.13	新T=J土地編入 申請面積 $A=2,945.02 m^2$ 分譲区画 12区画				
	工 事 施 行 者	氏 名	株式会社調査開発 代表取締役 蔵本 晴博							
	工 事 施 行 者	住 所	広島市中区舟入幸町 3番3号							
	工 事 施 行 者	氏 名	株式会社建設 代表取締役 西田 芳栄							
	許可に基づく地位の承継	承継または受 理	番 号	広島市指令係 第 5 号						
	承継した者	年 月 日	昭和 60 年 2 月 9 日							
	承継した者	住 所	広島市中区舟入幸町 3番3号							
	工事施行者	氏 名	株式会社建設 代表取締役 西田 芳栄							
	工事施行者	住 所	上記に同じ							
	承継の原因等	氏 名	同上							
	開 発 行 為 の 概 要	開 発 区域に含まれる 地域の名称および地番	8630-一部, 8660-一部, 866-20-一部, 市部町8570-一部, 8570-一部, 858, 859, 860-10-一部, 860-20-一部							
	開 発 面 積	2964.93 m^2								
	予 定 建 築 物 の 用 途	分譲住宅								
	宅 地 区 画 お よ び 戸 数	11区画								
区 域 お よ び 区 域	(市街化区域) ・ 市街化調整区域									
地 域 等 地域・地区	住居地域, 荒地造成工事規制区域内									
法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容	・ 建ぺい率 ・ 容 積 率 ・ 高さの限度 ・ 壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)									
予 定 工 期	着 手	昭和 60 年 3 月 1 日								
工 事 完 了	完 了	昭和 年 月 日								
工 事 完 了	検 査	昭和 60 年 11 月 28 日								
工 事 完 了	公 告	昭和 60 年 11 月 28 日								
備 考								検査済証 広係第 134号 昭和60年11月28日 安化北 558~H01-08 五統合 R8, 7, 3/		